

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

うるま市長 中村正人

市町村名 (市町村コード)	うるま市 ( 472131 )	
地域名 (地域内農業集落名)	津堅地区 ( 津堅 )	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 5年 7月12日 (第 1 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

### 1 地域における農業の将来の在り方

#### (1) 地域農業の現状及び課題

- ・津堅地区は、人参や甘しょを中心とした農業が行われており、近年は玉ねぎやニンニク等も栽培されている。
- ・相続未登記農地が多いため適切な貸借ができず、耕作放棄地の発生要因となっている。
- ・それらの農地と高齢化等による離農地は、農業を担う者へ集積を図る。
- ・離島特有の運送費負担が重く、負担軽減策も課題のひとつである。
- ・津堅ニンジンのブランド化が必要である。

#### (2) 地域における農業の将来の在り方

相続未登記の農地が多いため、農業を担う者への農地集約は、積極的に中間管理機構を利用して進める。対象地区内の農地利用は、主に農業を担う者として農業法人に集約を図る。津堅ニンジンがよく知られているが、甘しょ、カボチャ、麦など新しい品目も栽培されている。現在整備中のかんがい施設完成後は、各品目の生産量が増加することを見込んでいる。

### 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

#### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	57.04 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	57.04 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

#### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地のうち基盤整備済みの区域を中心として、その周辺を含む農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理事業を通じて、農業法人への集約化を進める。  
農業法人の組織体制強化も進めたい。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

農地の貸借については、農業委員や農地利用最適化推進員による調整を推進し、農地中間管理事業の活用を基本とする。

(3) 基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業については、農地耕作条件改善事業に取り組んでいる。 また、かんがい施設も整備中である。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
津堅地区で営農している法人組織を中心に育成・強化し、新規就農者についても確保を進める。 島外からの就農者についても地域で協議し、前向きに受け入れを検討したい。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現在は未定である。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

⑨その他として、地域で生産されている品目について付加価値のある商品としてブランド化を検討する。